

# 道路法第 24 条の規定に係る 自費工事承認基準

制 定：平成 13 年 4 月

改 定：令和 3 年 4 月

改 定：令和 5 年 4 月

浦安市 道路政策管理課

# 目次

---

(総則)	1
第1条	1
(目的)	1
第2条	1
(車両乗入れ部設置基準)	1
第3条	1
1) 切下げ幅、幅員	1
2) 歩道勾配、段差	3
3) 構造物（施工、修繕、復旧）	10
4) 舗装（施工、修繕、復旧）	11
5) 車両乗入れ部における承認条件	14
6) 車両乗入れ部の設置禁止箇所	15
7) 安全対策	15
8) 切下げ部設置禁止路線	16
9) 管理・負担	24
10) 協議の必要性	24
(切開き)	24
第4条	24
(工事完了後)	24
第5条	24
(運用上の注意)	24
第6条	24

## (総則)

## 第1条

この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条に基づき、浦安市道に適用するとともに、道路法の適用を受けない市の管理する道路において準用する。

## (目的)

## 第2条

自動車、原動機付自転車、二輪車及び軽車両（道路輸送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項に規定する車両（以下、「車両」という。））が、車道から歩道又は側溝等の施設を横断して、車庫、倉庫及び駐車場等（以下「収容施設」という。）に乗り入れるための諸施設（以下、「乗入れ施設」という。）を設置する場合、縦列駐車を提供する場合及び何らかの理由により道路の一部を形態変更するものである。

車両乗入れ部は、車両が車道と収容施設の出入りに必要な箇所及び幅を定めると共に、必要に応じて歩道部及び乗入れ施設を車両の荷重に耐えるように構造変更する。設置にあたっては、歩行者等の安全を第一に考慮する。

## (車両乗入れ部設置基準)

## 第3条

車両乗入れ部の設置基準は、以下に掲げるとおりとする。

なお、切下げ部に占用物件が埋設されている場合は、防護措置を講ずること。

## 1) 切下げ幅、幅員

切下げ幅及び幅員は以下の第1表のとおりとする。

(第1表)

区分	車種別区分				フラット長	総幅員
	総重量	車種	幅	長		
A	0～1t	二輪車・ 軽車両	1.3m未滿	3.0m未滿	1.2m以下	2.4m以下
B	1～4.5t	乗用車・ 小型トラック	1.3～2.5m 未滿	3.0～8.0m 未滿	3.0m以下	4.2m以下
C	4.5t以上	普通貨物・ トラック等	2.0～2.5m 未滿	7.5m未滿	5.4m以下	6.6m以下
D	〃	〃	〃	10.0m未滿	6.6m以下	7.8m以下
E	〃	〃	〃	12.0m未滿	8.4m以下	9.6m以下

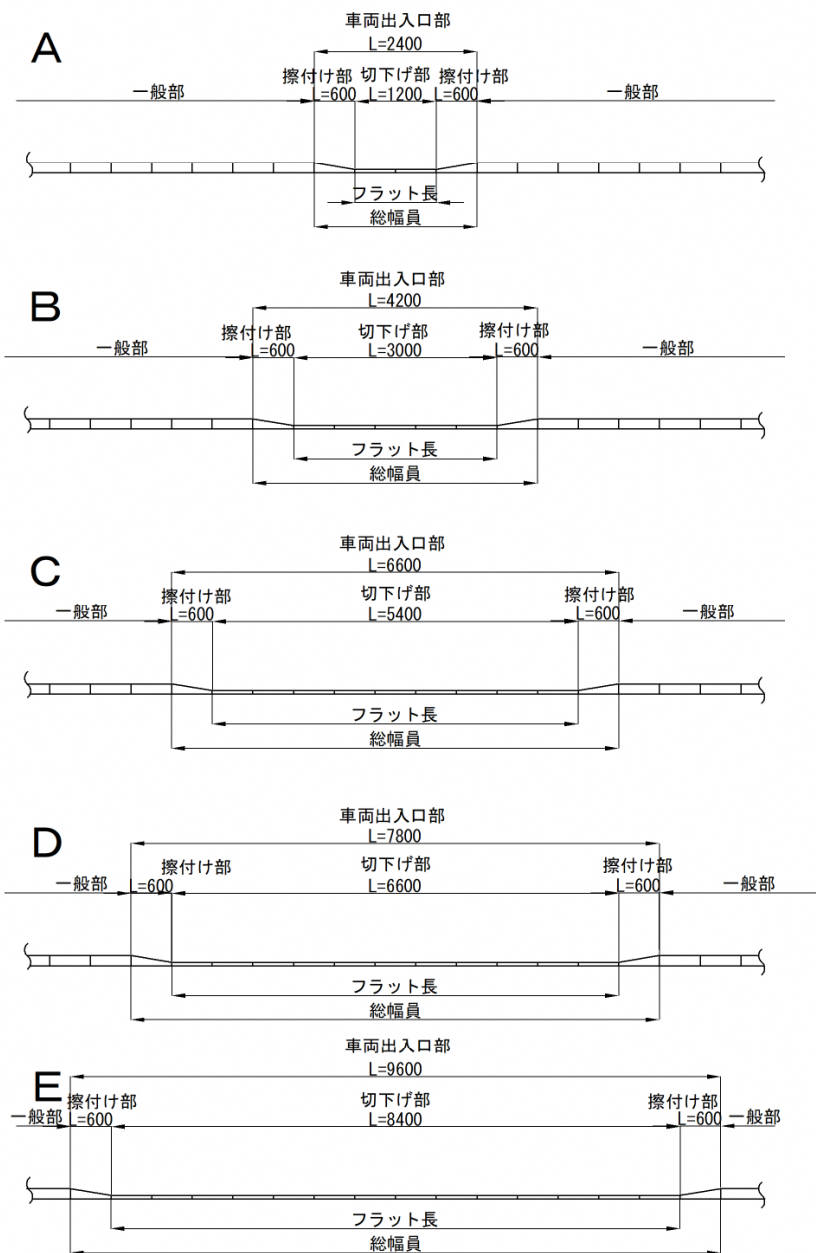
(1) 総幅員＝フラット長＋1.2m（斜ブロック0.6m×2）とする。

(2) 申請者の都合により切下げ幅は上記の値より縮小することができる。

- (3) 第1表の総幅員は最大の幅を考え、敷地内の収容施設又は通路の幅を超えないこととする。
- (4) 現場の状況並びに特別な理由により、上記によりがたい場合には車両の軌跡図から道路管理者が判断する。
- (5) フラット長は、必要最低限とすること。
- (6) 車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条から第5条及び第7条に留意すること。

(切下げの考え方)

側面図



## 2) 歩道勾配、段差

### (縦断勾配)

- (1) 縦断勾配は5%以下とする。ただし、沿線の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とする。(道路移動等円滑化基準第6条(勾配)による)

### (横断勾配)

- (1) 横断勾配は雨水等の適切な排水を勘案して2%以下の勾配を確保し、歩行者等の通行部分を原則2m以上確保するものとする。透水性舗装を行った場合は1%以下の勾配を確保し、歩行者等の通行部分を2m以上確保するものとする。(道路移動等円滑化基準第6条2(勾配)及び第10条による)

- (2) マウントアップ形式において歩道幅員が2m以上3m未満の場合は、(1)における歩行者等の通行部分の横断勾配の確保が1m以上2m未満でも可能とする。(6頁)

- (3) 横断のすり付け部の勾配は15%以下とする。(6頁)

- (4) 歩道幅員が2m未満の場合、若しくはその他の理由により上記(1)から(3)が困難な場合は官民境界から全面切下げとする。(7頁)

(2)、(3)、(4)は、歩道の一般的構造に関する基準  
平成17年2月 都街発第60号による)

- (5) 切下げをする場合、道路占用物件の土被りが規定どおり確保できない場合は、防護措置を施すなど占用物件の破損防止に努めるものとする。

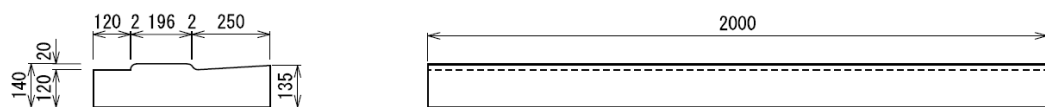
- (6) 切下げが連続する場合は、歩道舗装面の高さを切下げ部の高さに合わせるなど歩行者の利便性に十分配慮し、別途安全対策(16頁)を講じること。

(L型街渠、ブロック石)

- (1) 車両乗入れ部のブロックは、原則として千葉土木型L形(両側エプロン付)又は千葉県型歩車道境界ブロック(MD-B2)とする。※歩道の勾配が前頁の規定を確保出来ている場合には、この限りではない。

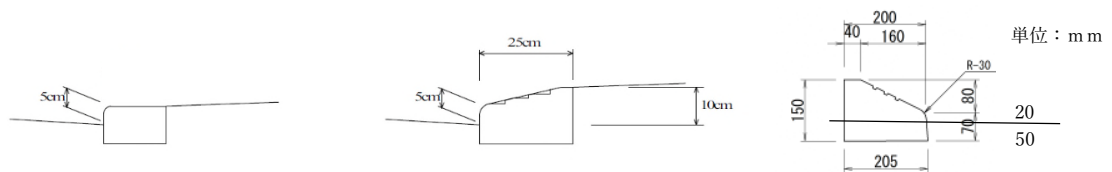
また、車両乗入れ部のブロックは、コンクリート基礎(10cm以上)を原則とするが、現場状況によりモルタルのみで施工した場合で不具合が発生した際には、使用者や管理者等が市の指示する方法により、すみやかに復旧すること。(地先ブロックも同様)

切り下げ型 FD-BF 363kg



(車両乗入れ部 (幅については現況に合わせること))

(横断歩道等接続部)



- (2) 斜ブロックの腹見せ施工を行うことは可能とする。ただし、必要に応じて道路鋸(反射板)を設置する。

(斜ブロック腹見せ施工)



- (3) 街渠一体型の歩車道境界ブロックの長さは原則として1m又は2mの製品を使用すること。

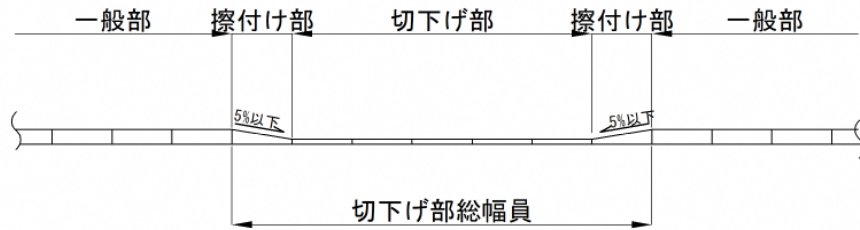
## (歩道と車道との段差)

(1) 歩道の車道に対する高さ(段差)は、5cmを標準とする。ただし、フラット型の歩道や横断歩道に接続する部分、商業施設等で車両の乗入が多く、別途道路管理者が求める安全対策を取っている場合等は、2cmを標準とする。(道路移動等円滑化基準第8条(高さ)、第9条(横断歩道に接続する歩道等の部分))

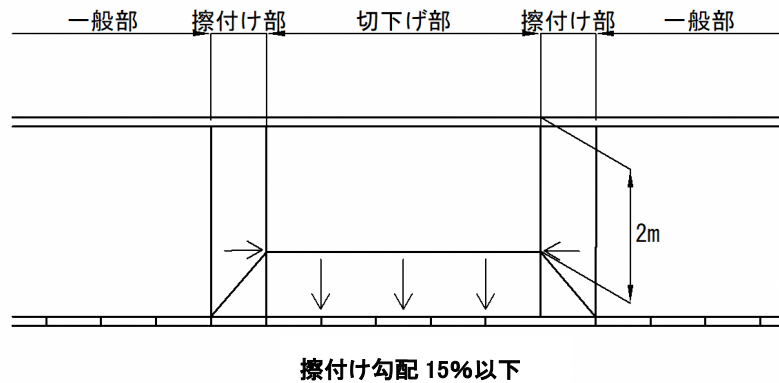
## ア マウントアップ型歩道の場合

A : 歩道幅員3m(通行部分2m標準横断勾配確保)の場合

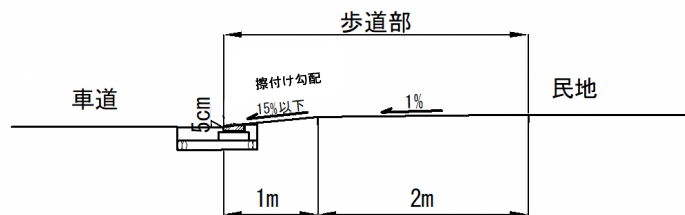
## 側面図



## 平面図



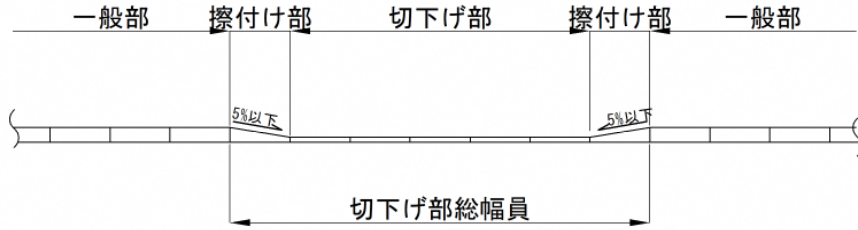
## 断面図



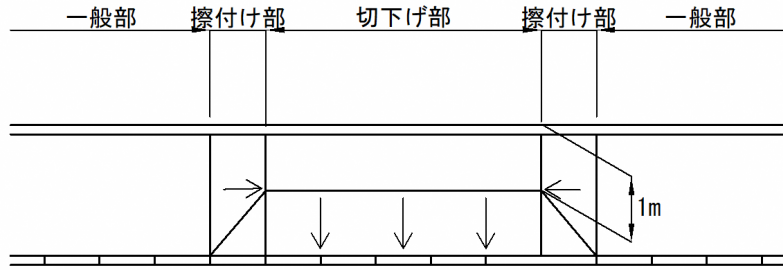
※民地側に側溝がない場合

B：歩道幅員2m以上3m未満の場合（通行部分1m標準横断勾配確保）

### 側面図

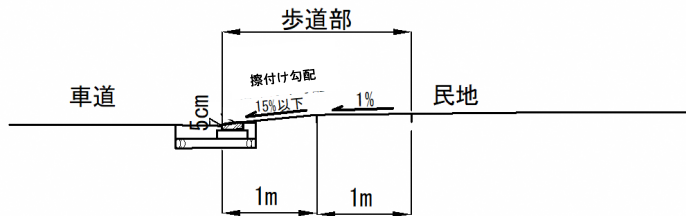


### 平面図



擦付け勾配 15%以下

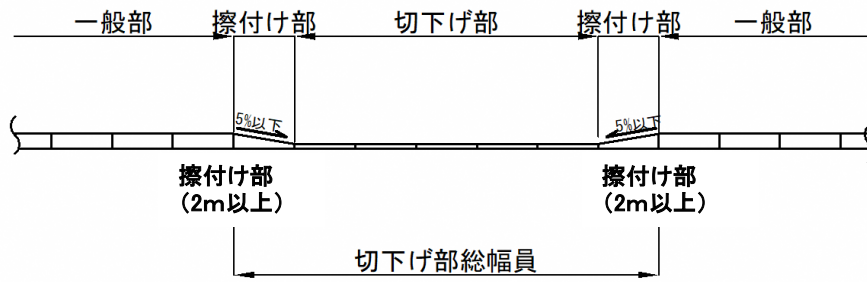
### 断面図



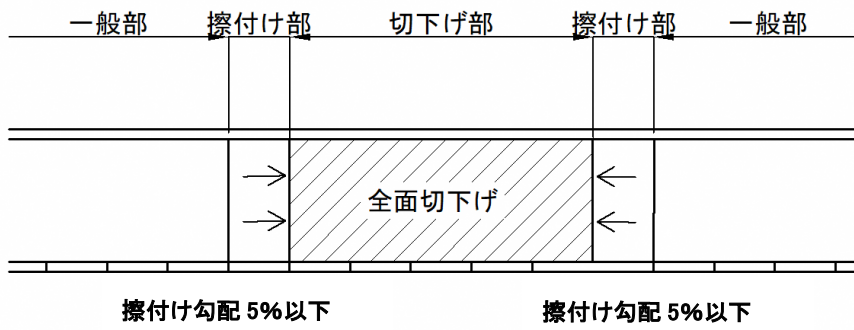


C : 歩道幅員 2 m未満 (平坦部確保困難) の場合

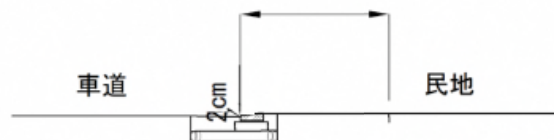
## 側面図



## 平面図

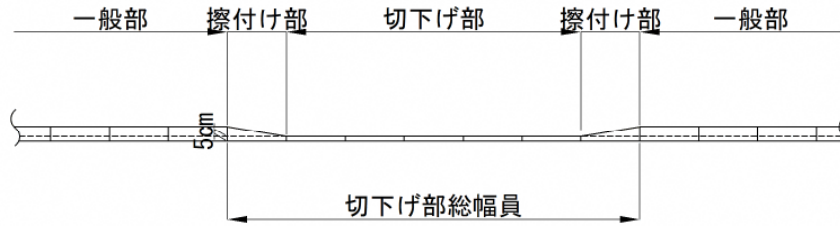


## 断面図

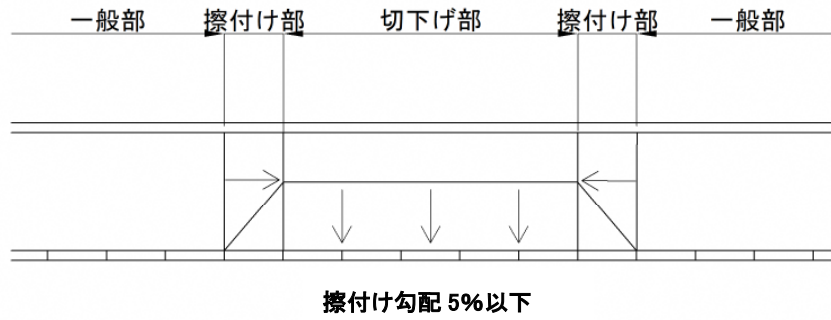


## イ セミフラット型歩道の場合

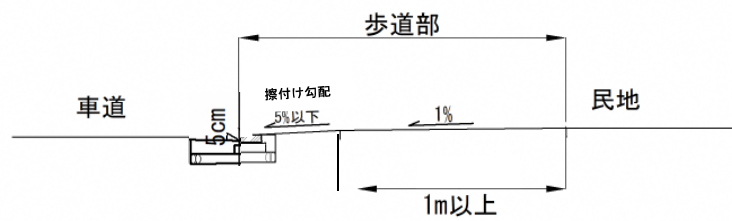
## 側 面 図



## 平 面 図

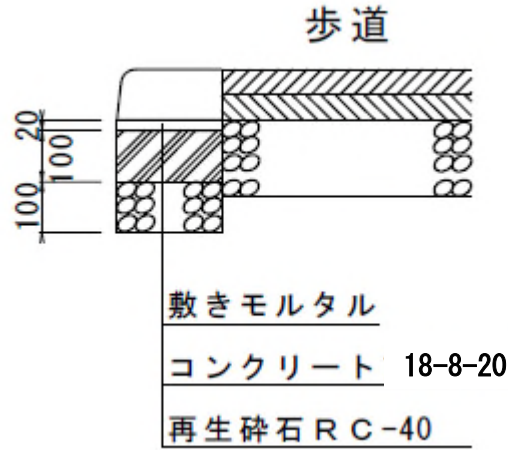


## 断 面 図

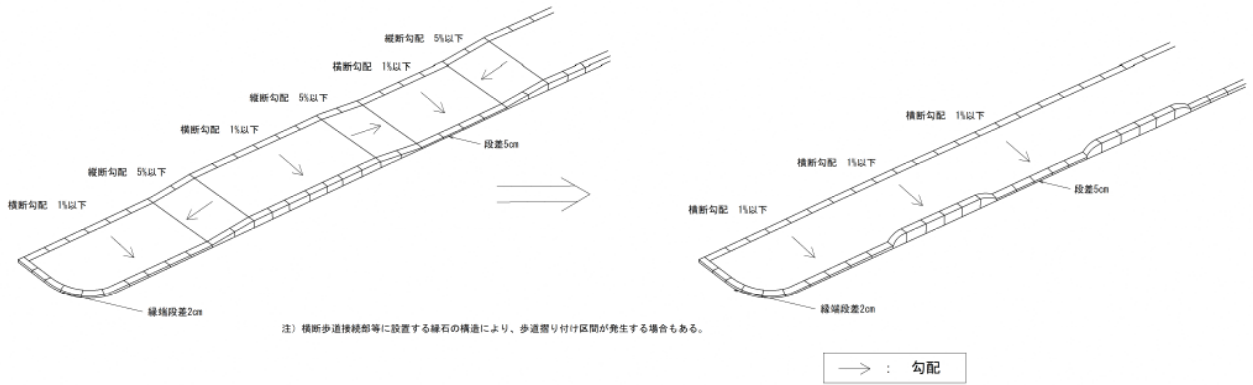




エ 歩車道境界ブロックの構造図



オ 歩道切下げ、及び交差点巻込み部



(歩道と車道の段差)

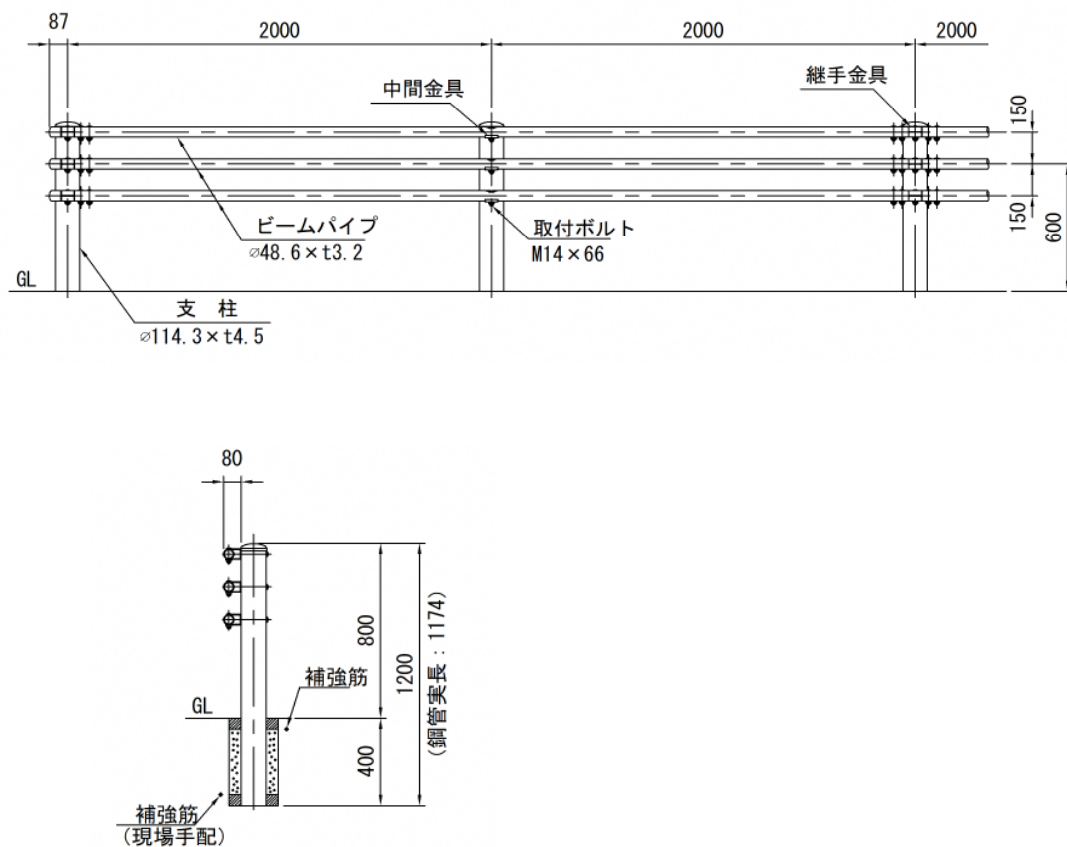
「道路の移動等円滑化整備ガイドライン 65 頁を参考」

### 3) 構造物（施工、修繕、復旧）

#### （防護柵）

- (1) 原則として、車両出入り部以外には防護柵を設置することとし、撤去については、第3条の車両乗入れ部設置基準に基づく必要最小限の幅とすること。  
 防護柵の撤去又は復旧に伴い、防護柵のない区間が車両出入り部以外に75cm以上となる場合には、当該区間においても防護柵の設置を行うこと。  
 また、撤去端については、「端末支柱」及び「反射板」を設置すること。
- (2) ガードパイプの再設置及び復旧は、周囲と同様の型式、若しくは「Gp-Bp-2B」（3段ビーム）型式とすること。

#### （Gp-Bp-2B 形式）



- (3) 防護柵の基準については、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年3月）（国土交通省道路局）」に則った形態、デザイン、色彩、素材及び修景等とすること。

## 4) 舗装（施工、修繕、復旧）

車両乗入れ部の舗装構成は車種により下記第2表を標準とし、表層は「開粒度 As13mm」とする。ただし、現場の状況において別形態の舗装であれば、協議の上で道路管理者が判断する。※舗装構成は出入りする車種の最大のものを用いる。

車両乗入れに伴う工事の復旧範囲については、原則として次のとおりとする。

- (1) 歩道部に影響がある場合には、歩道部の全面の舗装打ち換えを必要とする。
- (2) 車道部に影響がある場合には、縁石又は街渠から 50cm 以上の範囲の舗装打ち換えを必要とする。なお、縁石等から 50cm 以上離れた位置に外側線が設置されている路線においては、外側線まで（外側線を含む）を復旧範囲とする。
- (3) 舗装復旧範囲から 1m 以内に目地がある場合には、目地を含む又は目地までの復旧とし、また、舗装復旧範囲に外側線や矢羽等の路面表示がある場合には、当該表示の全体を復旧すること。

※道路占用許可書によって別に復旧範囲が指示されている場合には、復旧範囲の広い方を優先とし、別途調整を必要とする。

(第2表)

(単位:mm)

種別	A	B	C
車種	乗用車・小型貨物等	乗用車・普通貨物等	大型及び中型貨物等
主な用途	車両1台の出入り (戸建駐車場等)	複数台が出入りする 箇所(駐車場出入口)	重交通部(ガソリンスタンド、搬入口等)
舗装構成	表層: 50 (開粒度 As) ※透水性舗装とした場合、プライムコート及びタックコートは、雨水の浸透を阻害するので設けない。  路盤: 200 (RC-40) ※現場の状況により、表層を再生密粒度とする。	表層: 50 (再生密粒度 As) 基層: 50 (再生粗粒度 As) 上層路盤: 150 (RM-40) 下層路盤: 150 (RC-40)	表層: 50 (18-8-20 Co) 基層: 200 (18-8-20 Co) 200 内に鉄筋 D13 200 ピッチ 上層路盤: 150 (RC-40) 下層路盤: 150 (RC-40) ※現場の状況により、半たわみ性舗装を含む4層仕上げも可能とする。

&lt;凡例&gt;

As : アスファルト

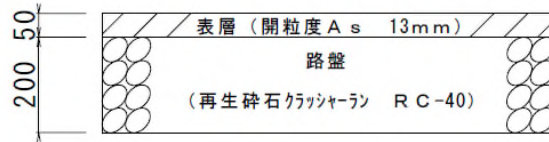
RM : 再生粒度調整碎石

RC : 再生碎石クラッシャーラン

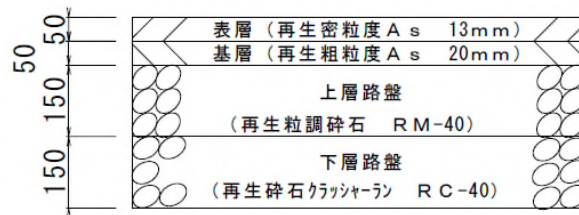
Co : コンクリート

(舗装構成図)

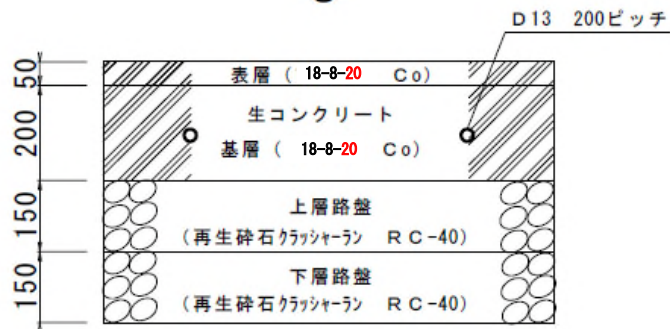
A



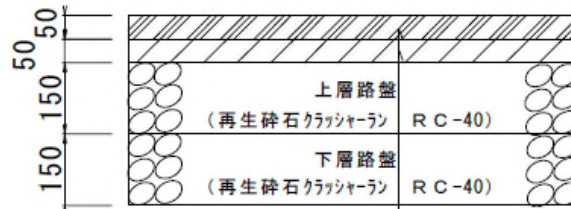
B



C



半たわみ性舗装

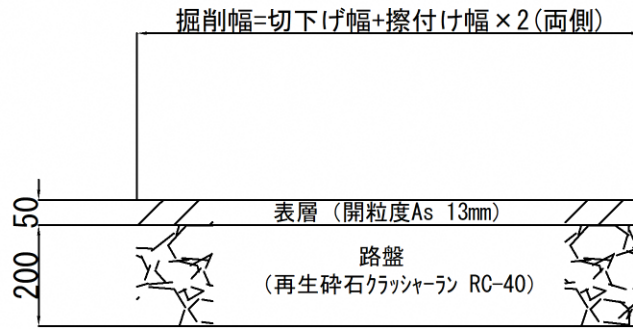


表層 (開粒度As<sup>1)</sup>リマ-改質H型13mm) t=50mm  
セメント<sup>2)</sup>の浸透 (超速硬型) t=50mm  
瀝青材 タックコート (ゴム入り) PKR-T  
基層 (再生粗粒度As改質II型20mm)  
瀝青材 プライムコートPK-3

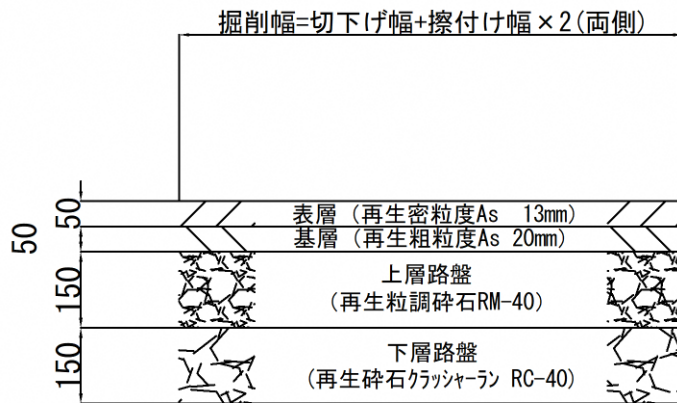
「各種別による舗装掘削幅」

(各種別における切下げ部舗装掘削幅)

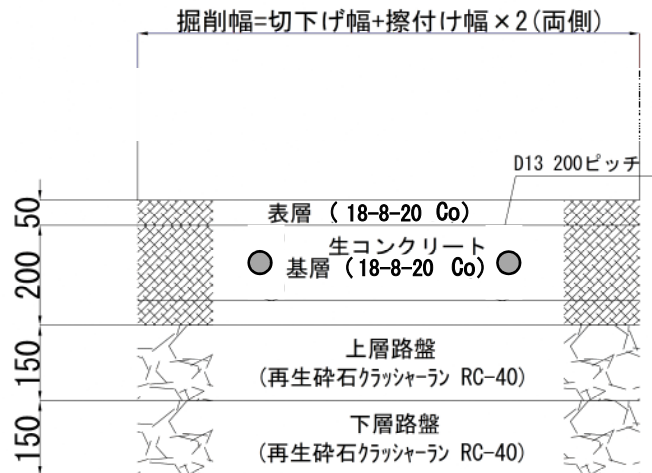
A



B



C





## 5) 車両乗入れ部における承認条件

車両乗入れ部の設置は、原則として以下の条件による。

- (1) 店舗や事業所等の場合、切下げ箇所は1箇所とする。複数路線の場合は主従路線における従路線から設けること。

ただし、ガソリンスタンドや出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合で特に必要が認められる場合は2箇所とすることができる。(平成6年建設省通達)

- (2) 横断歩道及び停止線から5m以上離れていること。

- (3) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に2mの間隔をとること。

(承認工事審査基準(案) 平成6年9月 建設省道政発第49号)

- (4) 大型店舗、大規模マンション及び倉庫等で車両の出入りが多い場合は、1路線に2箇所の切下げを協議できる。

- (5) 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第1条、第6条及び第7条に基づき、駐車場は従道路に設けること。

- (6) 乗り入れは直角とする。

- (7) 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第1条から第5条に基づき、縦列駐車場を認める。ただし、軌跡を提出のうえ、最小限度の幅とする。

- (8) 民地側に車庫、その他自動車の保管場所があること。

- (9) 乗入れ部以外の場所から車両が出入りするおそれのある場合は、車止めを設置する等の措置を行うこと。(承認工事審査基準(案) 平成6年)

- (10) 切下げ箇所が連担する場合の調整

横断歩道等に接続する歩道の部分における車道との擦付け部、若しくは車両乗入れ部等において設けられる縦断勾配箇所の間隔が短い場合又は将来の沿道の状況により短くなることが考えられる場合であって、車いす使用者等の通行に支障をきたす恐れがある場合には、排水施設の位置、交通安全対策及び民地側との擦付け等を勘案し、一定区間において歩道面を切下げるなど必要な措置を講ずるよう努めること。

- (11) 交通安全対策

擦付け部と平たん部分の色分けを実施する等の対応により、歩行者等及び運転者に対して擦付け部の識別性を向上させることに努めること。

(歩道の一般的構造に関する基準\_平成17年国土交通省道企第102号)

- (12) 視覚障がい者誘導用ブロック

「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、整備するものとする。

- (13) 車両通行禁止エリア

浦安市道第1-76号線(猫実川沿い)及び車止め設置路線については、車両通行を禁止する。

## 6) 車両乗入れ部の設置禁止箇所

切下げ部設置禁止路線及び下記項目に該当する箇所においては、切下げ部の設置を原則禁止とする。

なお、宅地の接道部が当該禁止路線にのみ面している場合など、やむを得ない場合には、道路管理者が認める安全対策を実施した上で、切下げ部の設置も可能とする。

- (1) 道路縦断勾配が急勾配（≧8%以上）である。
- (2) 横断歩道の設置してある箇所及び横断歩道橋の昇降口付近並びに交差点の角部。  
横断歩道及び前後5m以内の部分（歩道の一般的構造に関する基準等について\_平成17年2月 国土交通省道企第102号）
- (3) 道路の曲がり角から8m以内の部分。交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、ただし、T型交差点のつきあたり部分を除く。（歩道の一般的構造に関する基準等について\_平成17年2月 国土交通省道企第102号）
- (4) バス停留所表示箇所から10m以内の部分
- (5) 消防用機械器具置場及び消防用防火水槽の道路に接する出入口から5m以内の部分
- (6) 消火栓等から5m以内の部分
- (7) 防護柵及び駒止めの設置されている部分
- (8) 交通信号機及び街路灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合を除く。
- (9) フットパス及び車止め等で常時通行を制限している区間。
- (10) その他出入口部を設置することにより、危険を生じる箇所等  
（千葉県 平成11年）その他公安委員会が指定した場所等

## 7) 安全対策

車両乗入れ部を設置する場合には、原則として下記の安全対策を必要とする。

- (1) 車両乗入れ部が連続する場合等で、切下げ部の延長が7.8m以上となる箇所については、車両乗入れ部の中央付近に車止め又は切上げ部を設置し、車両が速度を落とさずに斜めに進入することのないよう対策をすること。  
（※7.8mの場合：斜600+平3000+車止め600+平3000+斜600）
- (2) 大規模商業施設やコンビニエンスストア、集合住宅等の車両の出入りが多い乗入れ部で、歩道の有効幅員が3m以上ある場合には、車両が歩道に誤進入することや路上駐車をすること、また、歩道上で切り返しを行うことを防止するために車両乗入れ部の歩道両端にポストコーンを設置すること。設置箇所、型式及び本数については、道路管理者の指示に従うものとする。（市と警察の協議により決定する。）

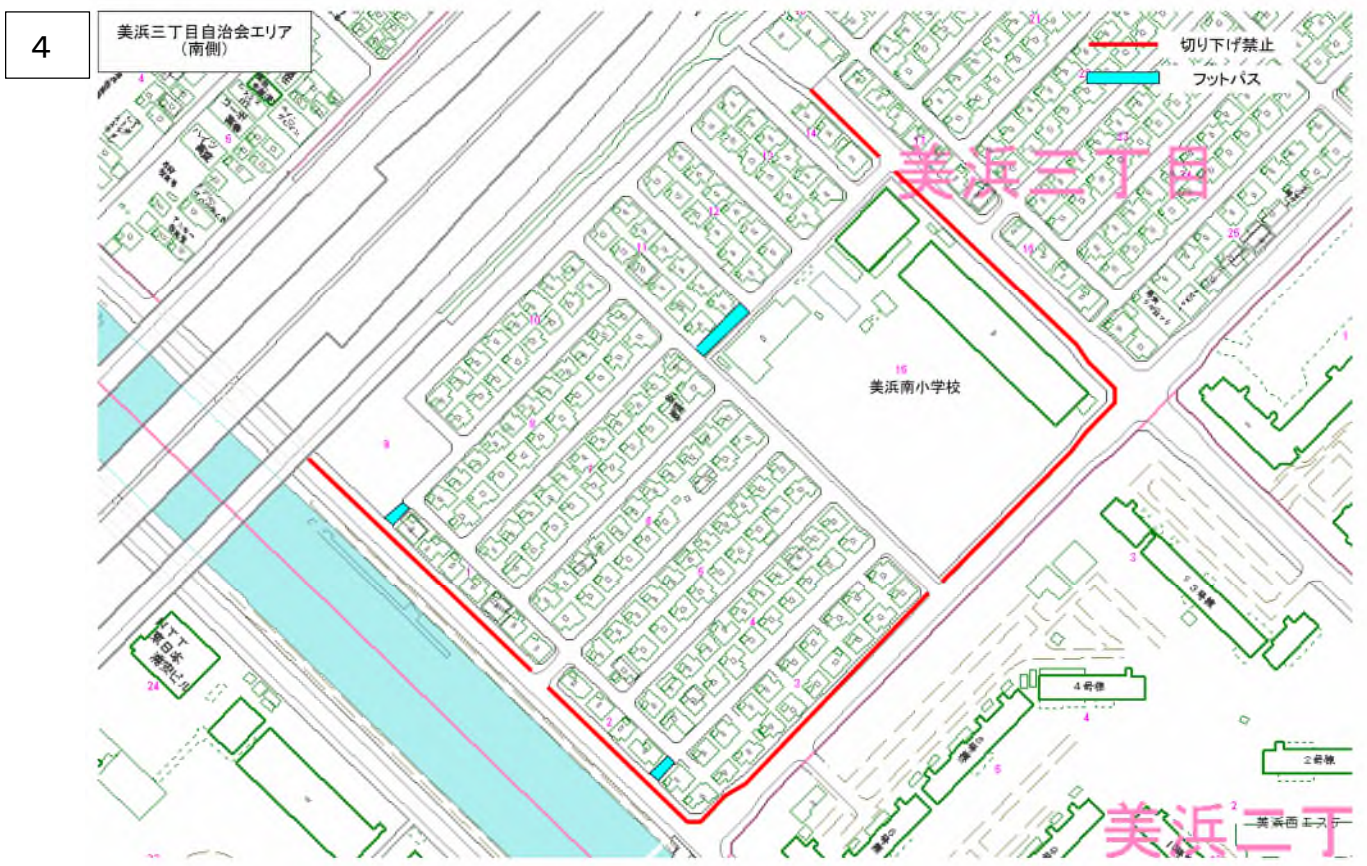
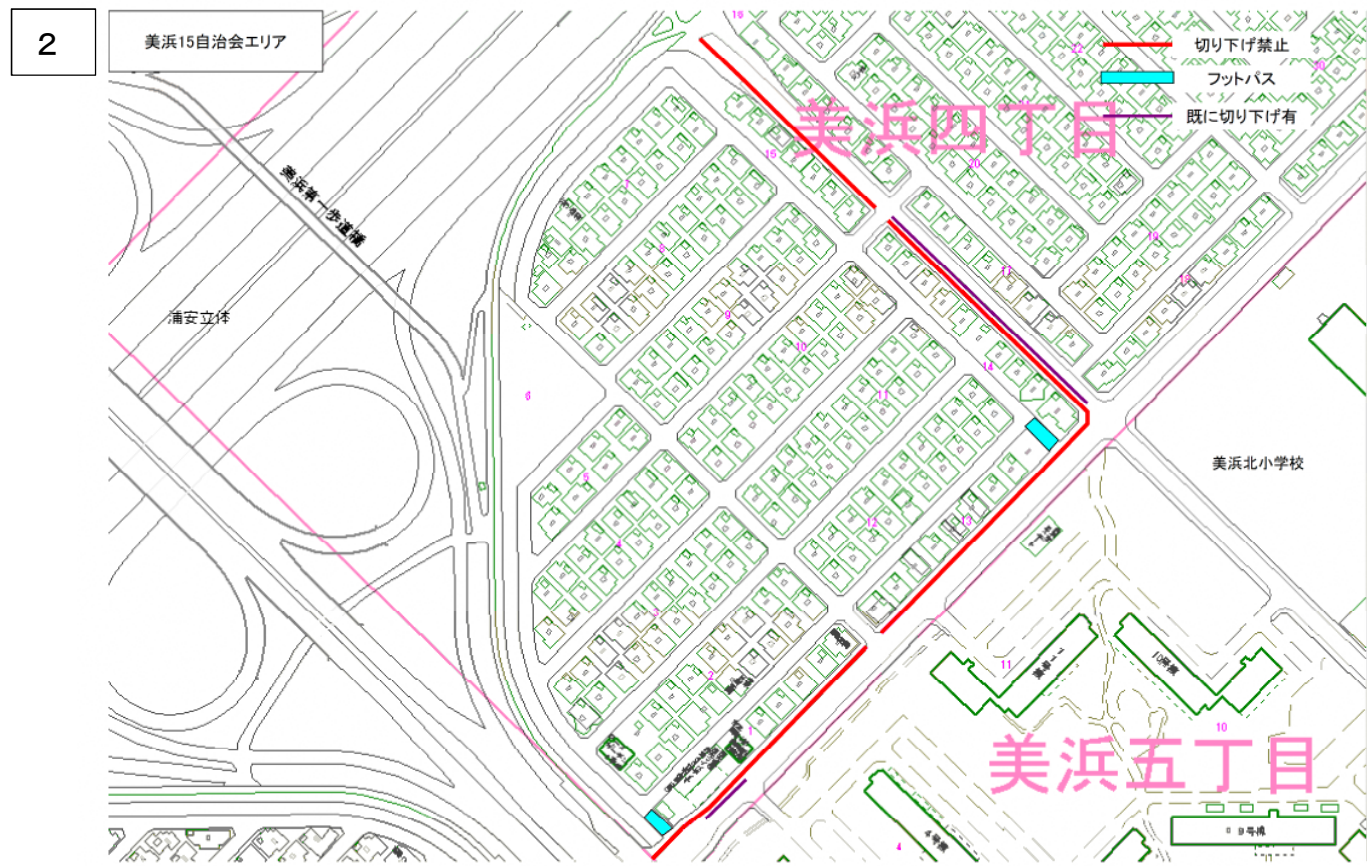
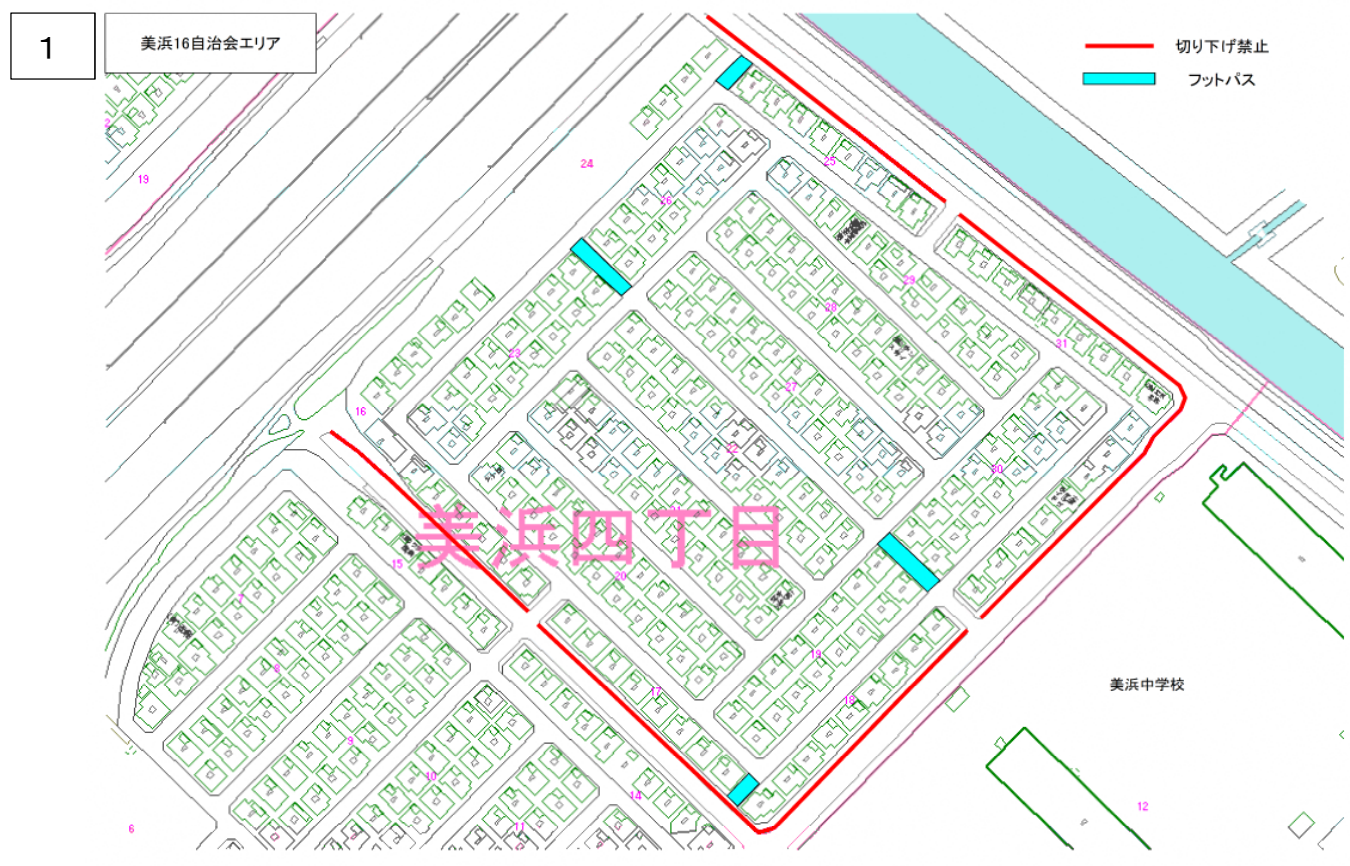
## 8) 切下げ部設置禁止路線

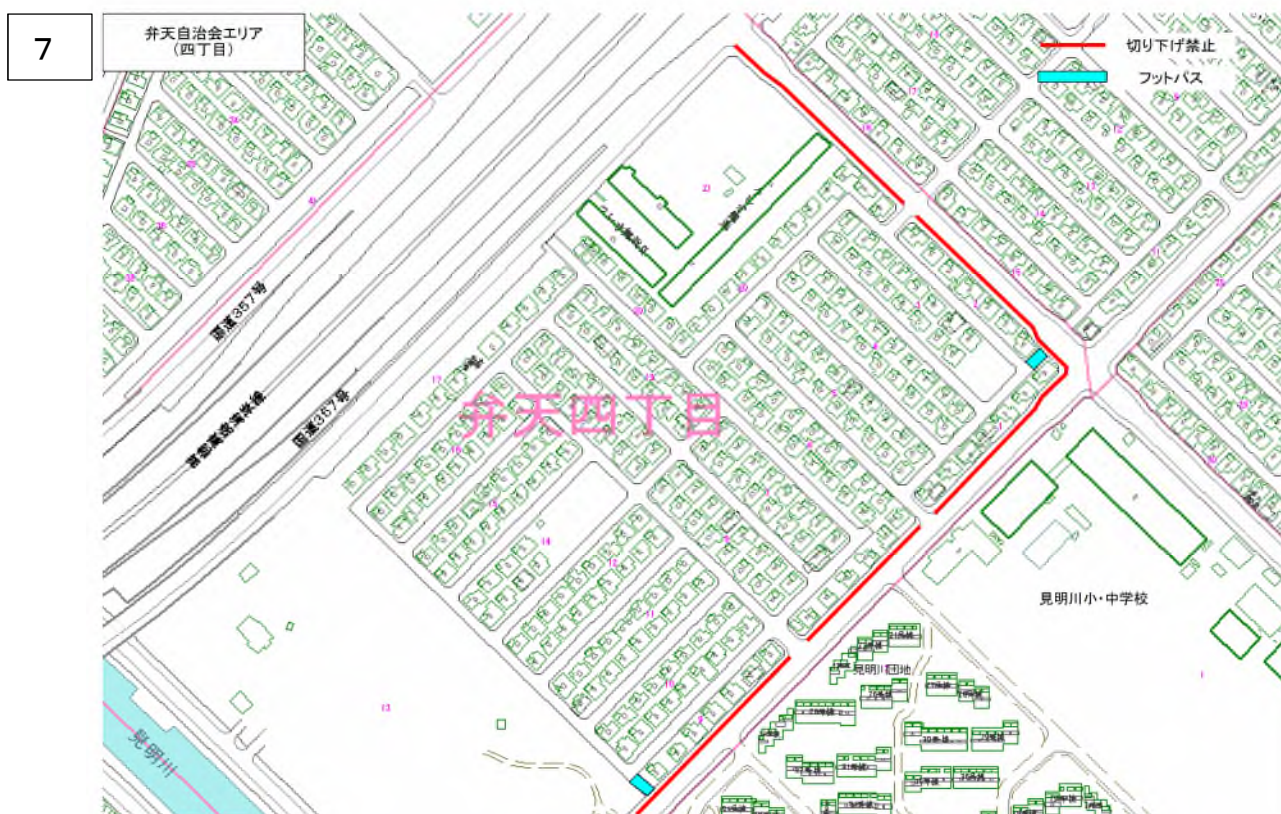
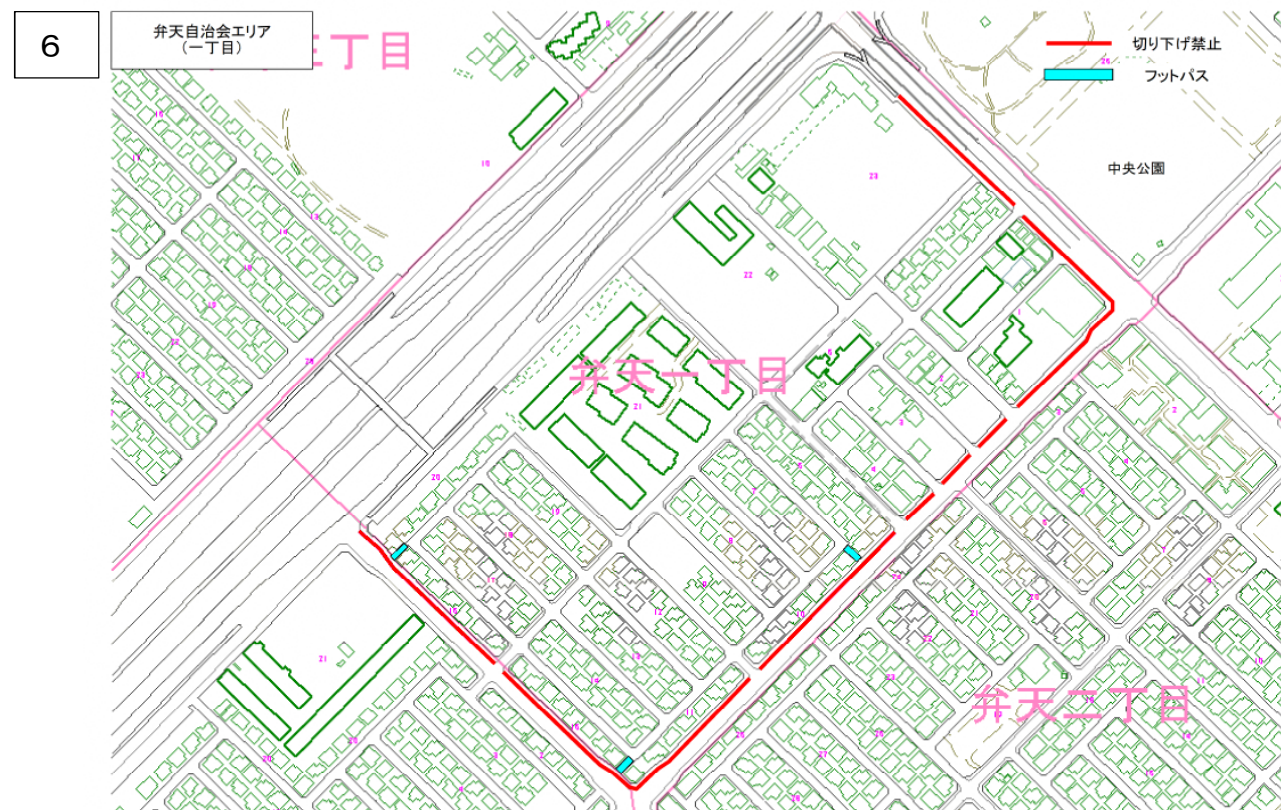
浦安市内において、以下の1から21路線にて、歩道切下げ部を設置することを禁止とする。

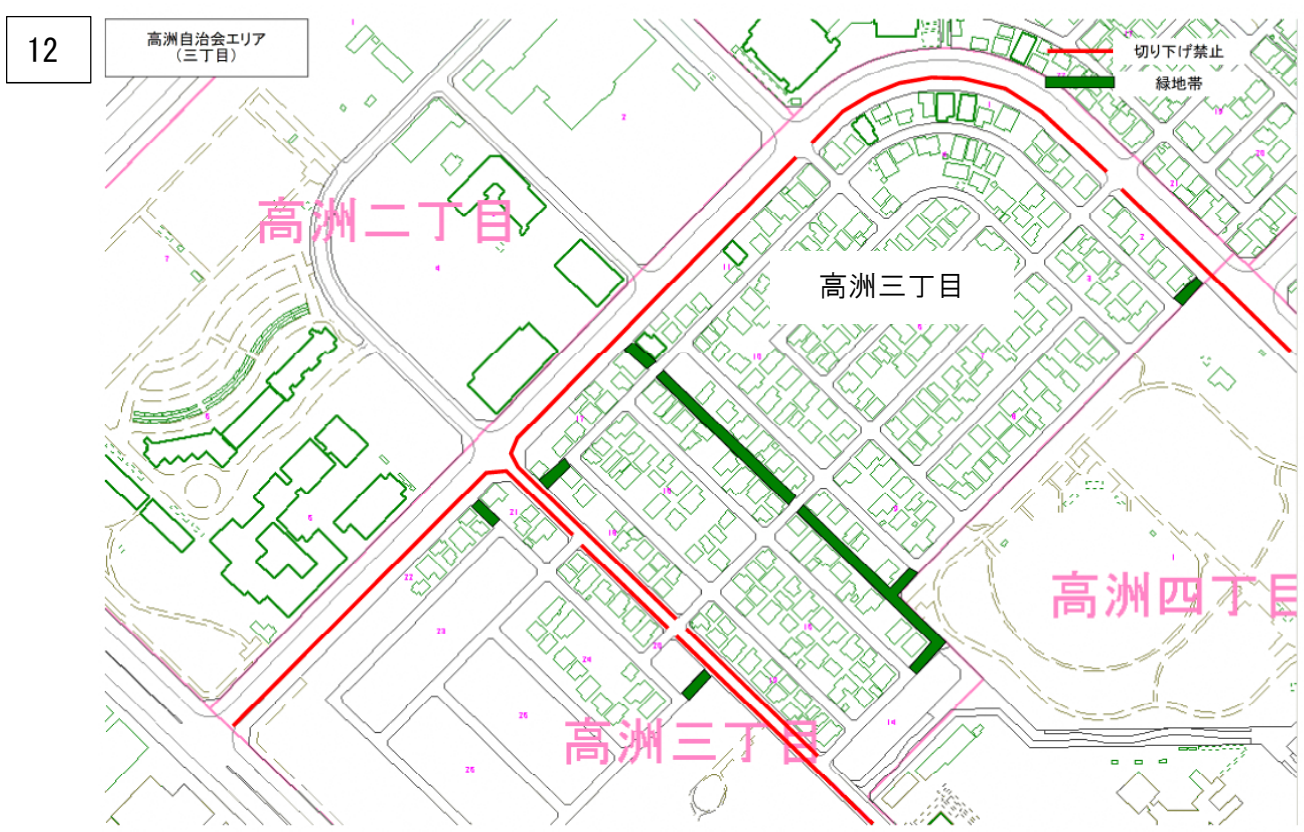
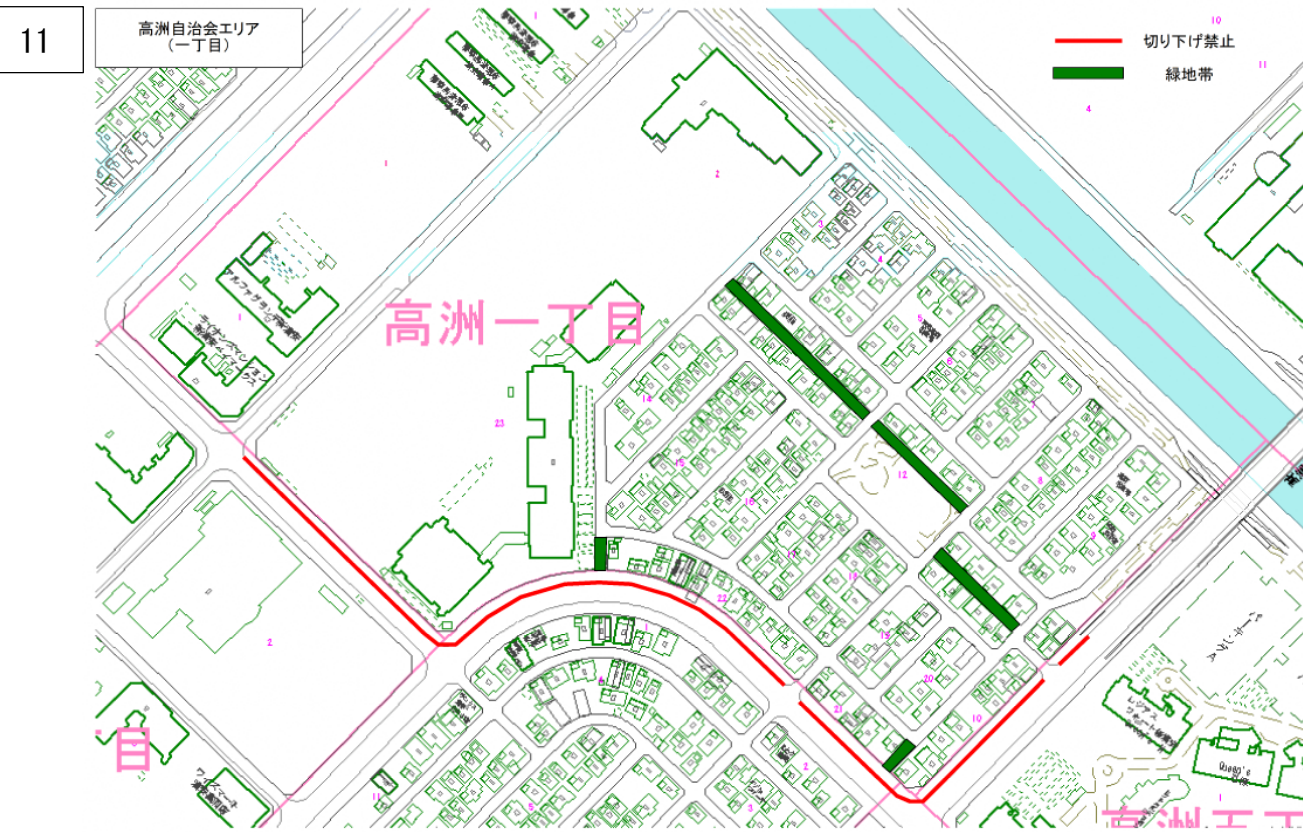
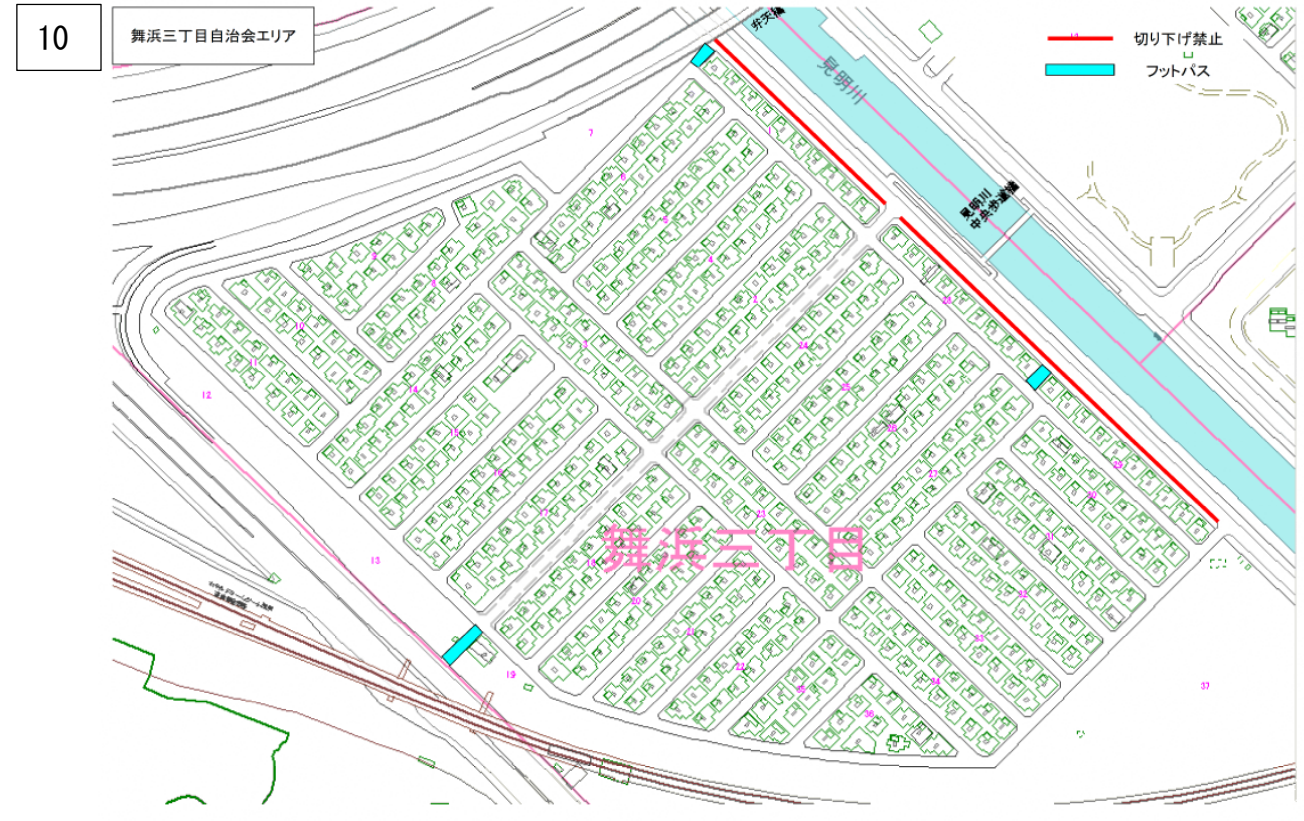
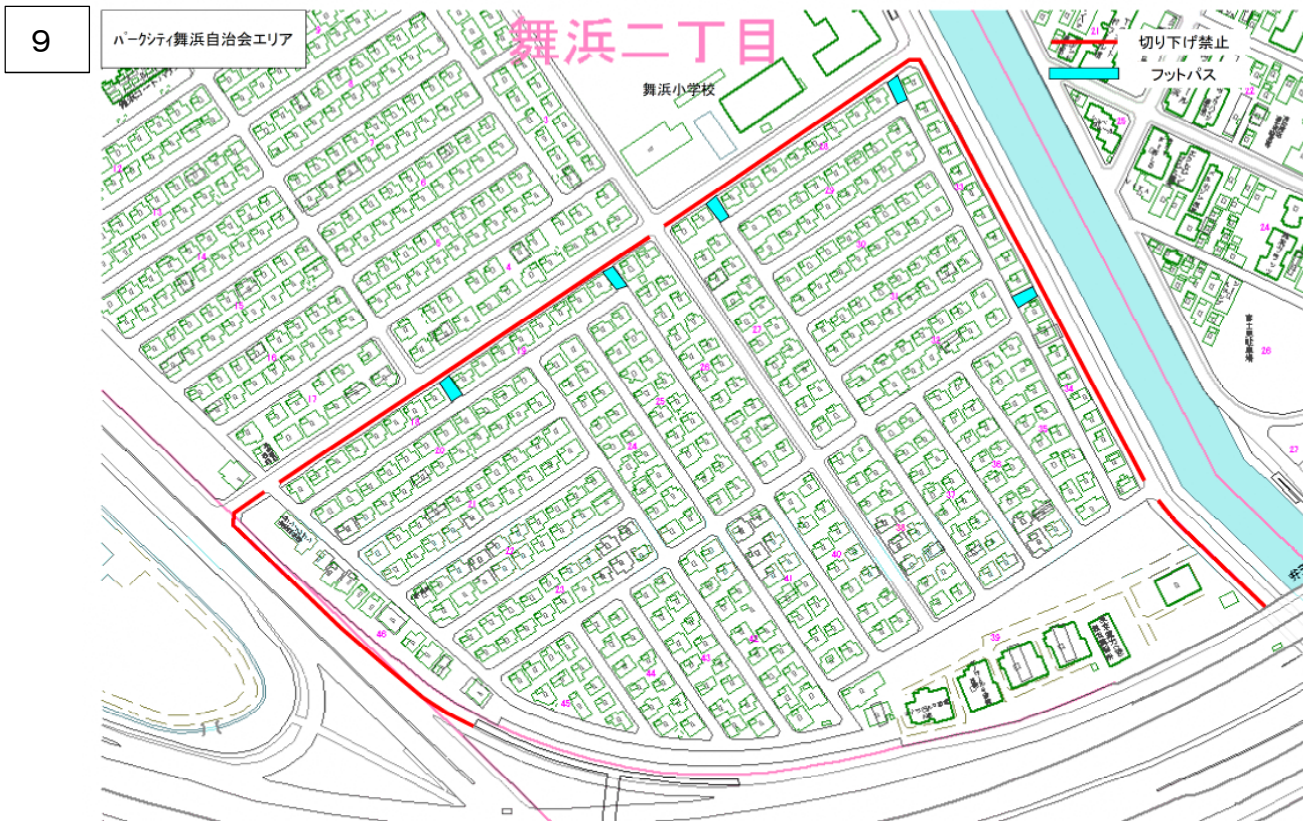
各箇所番号の詳細は次頁以降を参照のこと。

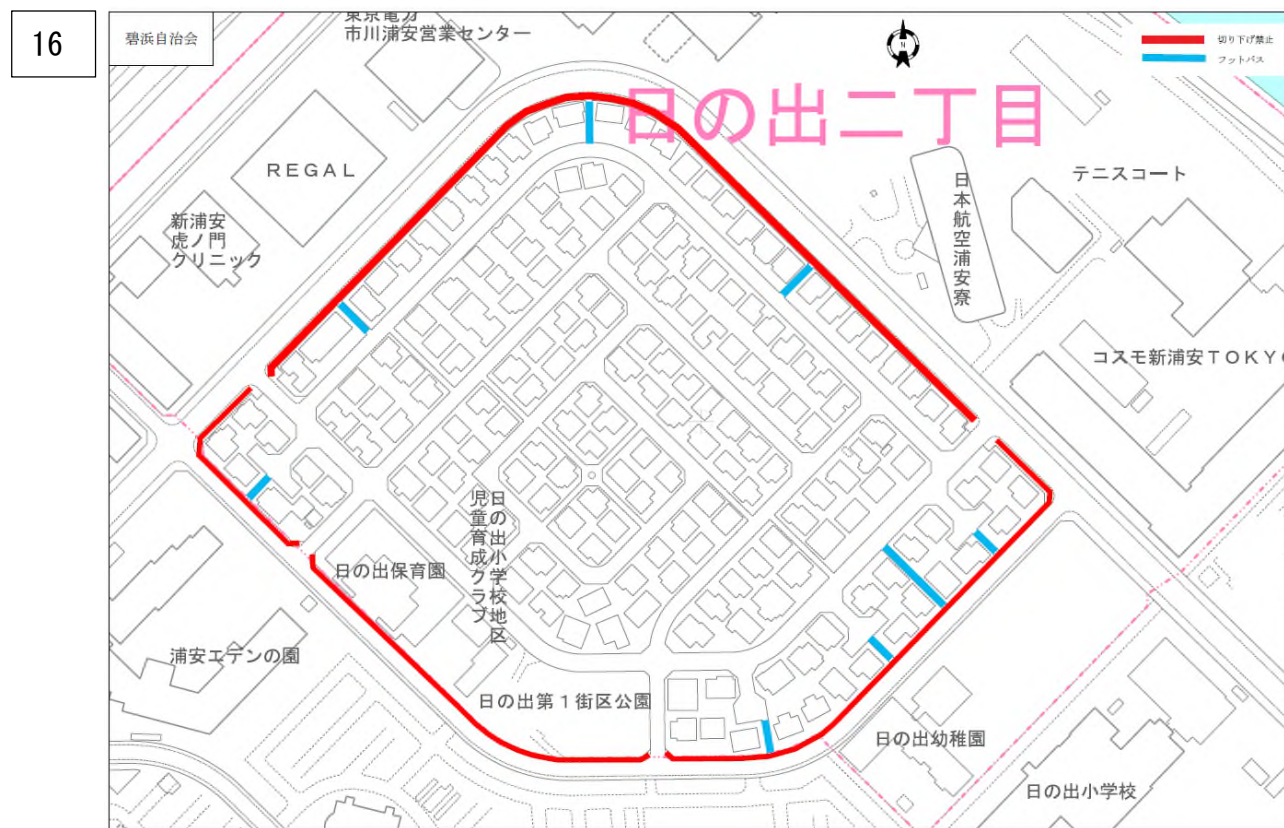
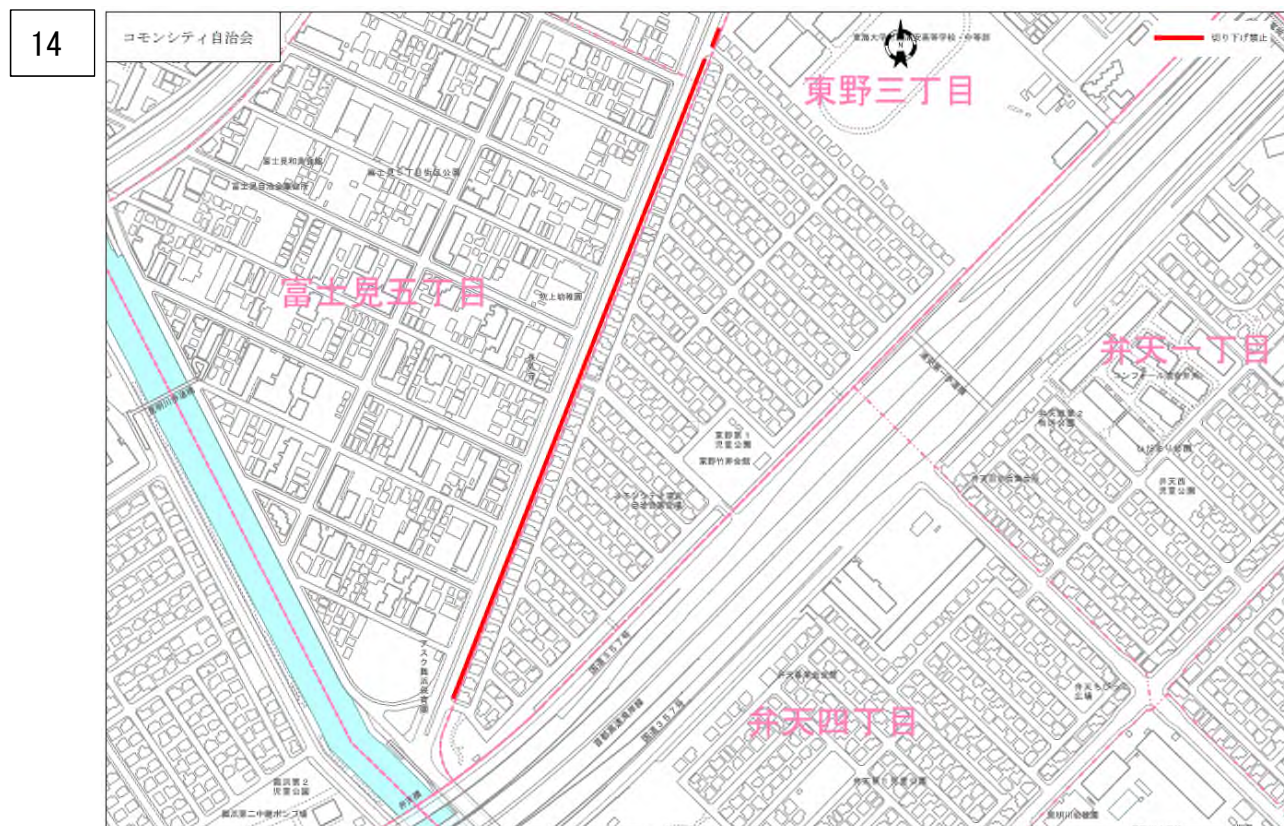


(浦安市道路地図全図)















#### 9) 管理・負担

- (1) 路線として将来に渡って道路管理者が修繕を行う。ただし、車両の乗入れ部等で特定個別の修繕については、道路法第 22 条（工事原因者に対する工事施行命令等）に基づき、原因者負担による修繕を行うこと。  
 なお、不特定多数の施設は事業者の責任にて行うこと。  
 事業者の責任については、契約不適合責任期間を 2 年間とする。
- (2) 歩道の切下げは車両の出入り等でやむを得ない場合に認めるものであるため、車両の出入りがなくなる等、不要となった切下げは、土地所有者又は管理者の負担により、切上げ復旧等の原状回復を原則とする。（防護柵等の復旧を含む）

#### 10) 協議の必要性

- (1) 切下げ部に人孔、カーブミラー及び標識等がある場合には、警察や市の担当課と協議すること。
- (2) 上記基準の適合が困難な内容、又は定めのないものについてはその都度、道路管理者が定める。

#### （切開き）

##### 第 4 条

歩道の切開き部分は道路構造上車道として扱うため、その必要性について厳格に判断する。

#### （工事完了後）

##### 第 5 条

切下げ工事完了後、10 日以内に「工事完了届」を提出すること。

電子メールによる提出でも構わない。ただし、1 件に添付できるファイル容量に制限があるため、容量が多い場合は複数回に分けて送付すること。

添付資料としては以下のものを送付すること。

- (1) 完了届の表紙（申請者の氏名、住所などを記載したもの）
- (2) カラー写真（施工前、施工中、施工後）

E-mail: [dorokanri@city.urayasu.lg.jp](mailto:dorokanri@city.urayasu.lg.jp)

開発に係る案件等、必要に応じて現地立会いによる確認を行う。

#### （運用上の注意）

##### 第 6 条

道路管理者は必要に応じて交通管理者と協議を行う。